

「みらいネット高島平」規約

（事業の目的）

第1条 みらいネット高島平（以下、本事業）は、高島平住民、大東文化大学の学生、教職員による高島平地域のための協働のコミュニティ活動および学び合いの場である。この活動は、学生と地域住民が接する機会をもちながら地域社会の形成者として主体的な資質を養うとともに、相互の信頼向上を図りながら、高島平地域の活性化に寄与するためである。

（本事業の構成員）

第2条 本事業の構成員は、高島平の在住・在勤者、大東文化大学の学生ならびに同教職員とし、本事業の目的のために活動する者とする。

2 前項に該当する地域・大学以外の者で、他の構成員が必要と認める場合には、構成員となることができる。

3 公職にある者、ならびに公職に就こうとする者は、原則として構成員となることを認めない。

（活動と活動拠点）

第3条 本規約第1条における目的を遂行するための、本事業の主たる活動拠点を東京都板橋区高島平2-26-3に置く。

2 活動拠点の名称をコミュニティ・カフェ・グリーン（以下、カフェ）とする。

3 カフェにおいて、以下の活動を行う。

- 一 学び合い・カルチャー教室の開催
- 二 イベントの開催
- 三 メディアによる情報発信
- 四 その他の教育・研究活動

4 カフェの使用規則は別途これを定める。

（三者協議会）

第4条 第2条による本事業の構成員からなる三者協議会を置く。

2 三者協議会を、本事業の最高機関および唯一の意思決定機関とする。

3 本事業の構成員は、原則として三者協議会に出席するものとする。

(委員会)

第5条 前条の三者協議会の下に、事業活動委員会を置く。

2 各委員会とその分掌については三者協議会で逐次定める。

附 則

この規約は、2013年10月24日から施行する。